

平成 31 年 1 月 9 日
海 事 局 海 技 課

**外航日本籍船の競争力強化に向けて
～外国人船員の実務能力の確認対象を拡充します～**

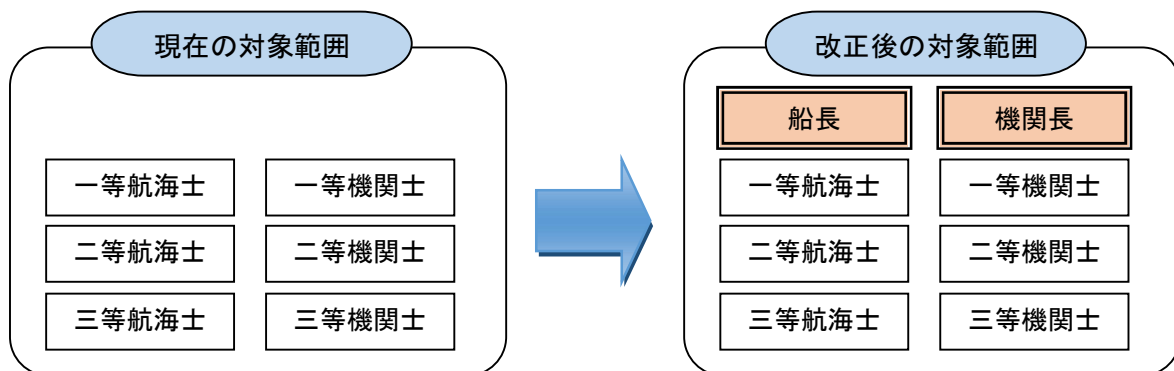
○ 外国人船員が外航日本籍船に乗り組むために必要な大臣承認制度においては、当該船員の実務能力を社船の船長が確認するしくみが導入されておりますが、これまで対象外だった船長・機関長の承認についても、本日より新たに対象に追加いたします。

○ 我が国においては、STCW 条約*締約国の資格証明書を有する外国人船員について、国土交通大臣の承認を受ければ、日本の海技資格を有しなくても外航日本籍船に船舶職員として乗り組むことができることとしております（外国人船舶職員承認制度）。

※船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

○ 大臣承認を受けるためには、海技試験官による承認試験に合格する方法のほか、社船の船長による実務能力確認を受ける方法（船長実務能力確認制度）などがあります。

○ このたび、この船長実務能力確認制度について対象範囲を拡充し、これまで対象外とされてきた船長及び機関長の承認についても対象に追加することとします。



※ 船長による実務能力確認方法

船長・機関長の実務能力確認を受けようとする場合、一等航海士・一等機関士等として船舶に乗り組んだ上で、「船長候補生」・「機関長候補生」として船長・機関長と同様の職務を実際に行い、その職務遂行状況を当該船舶の船長が確認する。

○ これにより、外国人船員の大員承認を受けやすくすなることから、外航日本籍船における外国人船員の活用が促進され、国際競争力の強化が期待されます。

【参考資料】

- ・ 外国人船舶職員承認制度
- ・ 締約国資格受有者承認証の現状

【問い合わせ先】

海事局海技課(横田、三浦)

(代表) 03-5253-8111(内線 45302 45339)

(直通) 03-5253-8655

(FAX) 03-5253-1646



外国人船舶職員承認制度

外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、平成11年5月に創設

STCW条約締約国の資格証明書を有する外国人船員

STCW条約：船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する国際条約

日本と2国間承認協定を締結（現在17か国）

フィリピン、インドネシア、インド、ルーマニア、クロアチア、ベトナム、ブルガリア、トルコ、マレーシア、スリランカ、ミャンマー、モンテネグロ、バングラデシュ、韓国、英国、パキスタン、ロシア

我が国の海事法令に関する講習の修了

H11年5月創設

海技試験官による承認試験

- ・口述試験
- ・身体検査

H15年12月追加
H23年 3月拡充

社船の船長による実務能力確認

- ・船内での実務能力確認（3月以上・1月以上※）
- ・身体検査

※一定の教育・訓練を修了した船長による確認

承認船員制度等運用改善WG報告を受け、H22年1月追加

民間審査員による能力審査

- ・口述試験
- ・身体検査

成長戦略船員資格検討会最終とりまとめを受け、H23年8月追加

機関承認制度（特定船員教育機関卒業者）

- ・身体検査（試験等免除）

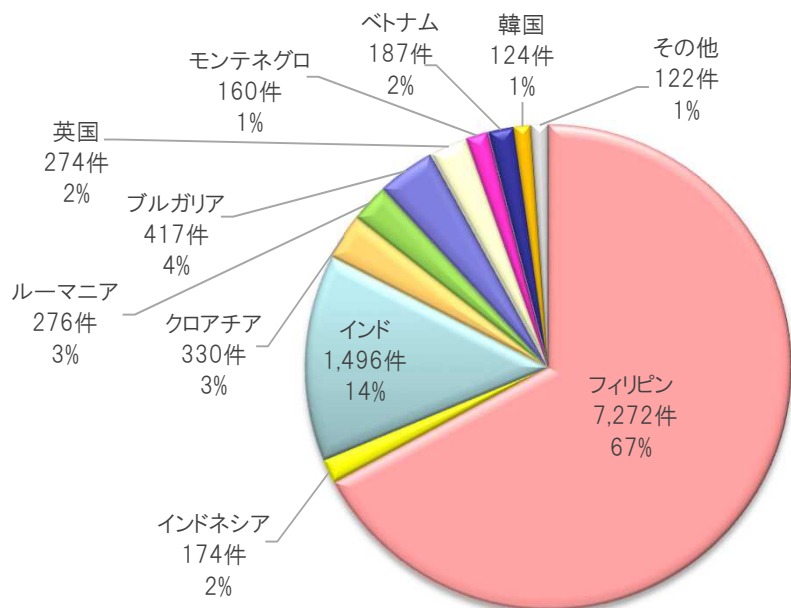
国土交通大臣による承認、日本籍船への乗組み

平成30年3月末時点での承認船員数（有効な承認証受有者）：15か国、10,832人
フィリピン7,272人、インド1,496人、ブルガリア417人、クロアチア330人、ルーマニア276人、英国274人、ベトナム187人、インドネシア174人、モンテネグロ160人、韓国124人、バングラデシュ99人、ミャンマー連邦13人、スリランカ6人、パキスタン3人、マレーシア1人

締約国資格受有者承認証の現状

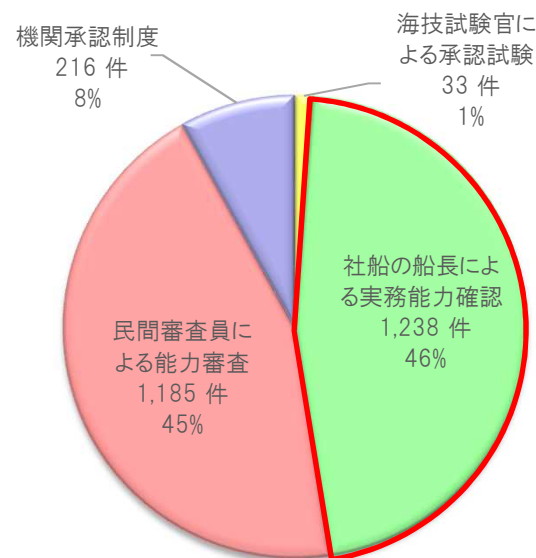
有効な承認証（平成30年3月末現在）

合計： 10,832件

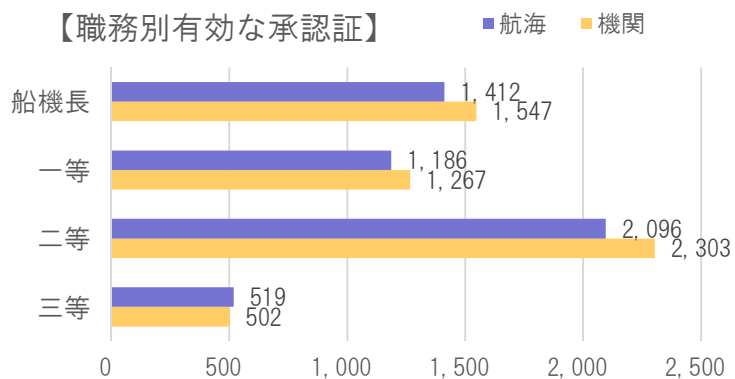


承認試験等の種類別状況（平成29年度実績）

合計： 2,672件



【職務別有効な承認証】



【船長による実務能力確認件数】

